

図書館の自由と現代の動向

三 苦 正 勝

1 図書館の自由に関する最近の事件

船橋市西図書館蔵書廃棄問題（2002 年）

[経過]

・2001 年 8 月、「新しい歴史教科書をつくる会」会員もしくは関係者の著書 107 冊を廃棄。経験 30 年の司書による。西部邁 36 冊、渡辺昇一 22 冊、西尾幹二 9 冊、福田和也 12 冊など

・2002 年 4 月 12 日、産経新聞報道で表面化。

・5 月 14 日、自由委調査 / 「船橋市西図書館の蔵書除籍問題について（中間報告）」（5 月 22 日）

・5 月 29 日、船橋市教委、当事者および上司を処分。廃棄した図書の再購入を指示。

・5 月 28 日、図問研「船橋市西図書館の蔵書廃棄問題について（見解）」

・6 月 5 日、日図協「船橋市西図書館の蔵書廃棄問題について」声明

[問題点]

・「宣言」第 1 の副文(1)～(4)に反する。

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

・山口図書館蔵書隠匿事件（1973）、広島県立図書館蔵書破棄事件（1984）と同質。

・当事者が司書歴 30 年で、業務の集団処理態勢がなかった。

・館長が非司書で、除籍に関しては事後決裁。

『クロワッサン』回収事件（2000 年）

[経過]

・雑誌『クロワッサン』（10月10日号）の記事の中に差別的な表現があると判断した発行元のマガジンハウスは全国の書店に返品を依頼。（10月6日夕刊）

・新聞報道を見て横浜市中央図書館の管理職会は、当該記事を取り外した号を利用に供する処置を決定、全館に指示。

・動物愛護団体の活動を報道した記事の中に、動物愛護センターや保健所それに野犬捕獲員などの、かつて使われていた名称を紹介した部分である。

・ある図書館では該当ページを除く他のページをすべてコピーで閲覧に供した。またそれに類する閲覧制限が続々と報ぜられた。

・横浜市図書館の処置に対し「行き過ぎ」の批判が起こり、6月10日「市民の知る自由と図書館の資料提供を守る交流集会」に発展。

・日図協自由委員会関東地区小委員会は8月14日に訪問調査を実施。報告を『図書館雑誌』2002年1月号に掲載。

・課長「横浜市の図書館職員は差別に対する感覚が鈍い」

[問題点]

・Y図書館では、元屠場勤務の課長が職員の反論にも耳を貸さず、有無を言わず当該記事を切り取った状態で閲覧に供した。

・この事件の特徴は、職員全体の論議がある以前に、管理職または庁内関係機関の指示が働いた形跡が濃厚であることである。影におびえる管理職が早々と自己規制した構図である。

・名古屋市図書館のピノキオ問題（1976年）で得た検討の三原則は無視されている。

・管理職だけで緊急に処置を決め、職員には結果を知らせるというやり方は横浜だけではない。

・続発する事件と、それに関わる図書館の対応が世の注目を浴びるようになった状況に置かれて、図書館内部に脅えが見られる。

・大規模図書館においては以前のようなとまどいもなく、マニュアルに従っているごとく閲覧禁止にする傾向が強い。

・『クロワッサン』、『ハリー・ポッター』の事件を契機にして、自由委員会では、日図協「差別表現と批判された蔵書の提供について（コメント）」を発表。（「図書館雑誌」2001年2月号）

・隠すのではなくみんなで検討していかないと本当の意味で差別をなくせない。

「ハリーポッター」差別表現問題（2001年）

[経過]

・2000年末、K.J.ローリング著 松岡佑子訳『ハリー・ポッターと秘密の部屋』（静山社）に口唇口蓋裂者に対する差別的表現があるという理由で、口唇・口蓋裂友の会（口友会）から公立図書館宛に、該当箇所削除前の版（初版65刷まで）の提供には「配慮を」

と依頼。文末に「ご検討の結果を弊会事務局までお知らせいただければ幸いです」

・2001年2月13日付けで「検討の結果」への礼状と回答内容が送付された。削除後の版へ買い換えたという図書館が圧倒的に多かった。

・口友会は「口唇口蓋裂をひきあいに出して『ヒーローになり表紙になる価値もない』と決めつける文がある」と指摘。「兎口」という言葉は使ってほしくないと要求。

・訳者(静山社社長)は、不注意で差別用語を使ったのではなく、熟慮の結果あえて「軽薄な人間の軽薄なセリフとして差別用語が使われている」と解釈して、原文のとおり「兎口」と訳した、と回答。

[問題点]

・「口友会」は発行所と話し合ったが回収までは要求できず、該当箇所を削除に落ち着いた。両者とりあえずの妥協といえる。

・66刷以降削除しているが、該当箇所を見ないと確認できない。

・差別用語についての呉智英の姿勢。後進国(発展途上国)

『新潮45』閲覧禁止裁判・堺通り魔事件実名報道判決(2000年)

[経過]

・堺通り魔殺人事件(1998年1月)の当時19歳の犯人の実名、顔写真が『新潮45』に掲載され、被告が名誉毀損による損害賠償を求めて訴訟、一審勝訴、二審で逆転判決。

・東大和市立図書館の同誌閲覧禁止措置に対し、一市民が知る権利の制限として、市に損害賠償を求めた訴訟は、同措置は館長の裁量権の範囲内との判決。

[問題点]

・少年法にもかかわらず、凶悪犯罪の場合は実名、顔写真掲載もやむをえないという判決。

・東大和市の判決は、富山県立図書館の美術展図録の非公開、焼却は館長の裁量権の範囲内という最高裁判決と共通。同近代美術館の美術作品の処分も美術館長の裁量権の範囲内とする判決とも一致。

2 図書館を変えた事件

練馬図書館テレビドラマ事件(1967年)

[概要]

・練馬区立練馬図書館でテレビドラマ「特別機動捜査隊」の撮影。

・図書館の貸出した本の中に被害者の書いた手紙がはさまれていたことから、特捜隊が「図書貸出簿」を手がかりに犯人がわかるという筋書き。

・図書館長・日協研・図問研がテレビ局と話し合って筋書きを修正。

貸出簿は、簡単に見せたり貸出したりすることはできない旨を台詞に入れ、係員が

みてあげる形にする。

記録が残っている図書館は少なくなっている旨、会話を入れる。

[解説]

- ・練馬区立図書館に毎月全職員会議が開かれ、仕事について話し合う基盤があった。
- ・日図協が迅速に行動した。
- ・この事件で「図書館の自由」が、このような形で日常にあらわれることを知った。
- ・その後も小説やドラマの中で、貸出記録は格好の事件解決の糸口に使われる。
- ・直井勝が「読書の自由を守ろう 私の失敗から」を図問研会報に執筆。督促の電話連絡時の問題を反省。

山口図書館図書隠匿事件（1973 年）

[概要]

- ・山口県立山口図書館の改築移転時、開館式の来賓を考慮して反体制的内容の図書を箱に詰めて隠していた。
- ・利用者が気づいて発覚、新聞報道されて問題化。
- ・図問研大会・全国図書館大会で大会決議。

[解説]

- ・日図協に「図書館の自由に関する調査委員会」設置、自由宣言改訂に取り組むきっかけとなった。
- ・状況を配慮して行われた典型的な自己規制である。
- ・その後も時を隔てて、同種の事件が繰り返し起こっている。

名古屋市図書館ピノキオ問題（1976 年）

[概要]

- ・児童文学「ピノキオ」に障害者差別を助長する場面があることを市民が指摘、市民団体「ピノキオを洗う会」を結成して発行所に絶版回収を求めた。
- ・名古屋市図書館は新聞報道をもとに、中央図書館長・副館長の判断で市立の図書館全館から「ピノキオ」を事務室に集め、閲覧貸出を停止した。
- ・この措置を図問研や小学館労組が批判。問題を社会的に討議することを不可能にする検閲にあたる。
- ・各新聞雑誌に取り上げられ、社会的関心を呼んだ。
- ・図書館では館内の討議に取り組み、「洗う会」との話し合いを行う。
- ・「ピノキオコーナー」を設けて、利用者のアンケートを求めた。
- ・1979年10月1日、閲覧・貸出禁止措置を解除。
- ・『ピノキオ』を児童室に戻します（館長名）

「100年前に書かれた童話『ピノキオ』は、現代の目で見直せば問題になる表現・

内容を持っています。図書館がそれを提供することによって、障害をもつ人たちを傷つけ、差別思想を助長するおそれがないとはいいきれません。しかし、『ピノキオ』が障害をもつ人個人の人権を明らかに侵害していることも、子どもの差別意識を助長するかどうか具体的に解明することも困難ですし、明白な差別図書であるかどうかは断定できません。さらに、差別を助長するおそれがないとはいいきれないという理由で資料提供をやめることは、市民の知る権利を保障するという図書館の責任を放棄することになりますので、『ピノキオ』を児童室（コーナー）に戻します。」

・差別・人権問題に関わる資料の検討の原則

問題資料の検討は、職制判断で行わず、職員集団全員の検討とする。

広く市民に参加を呼びかけ、検討を深める。

問題に関わる当事者の意見を聞いて検討する。

・名古屋市図書館では、「図書館の自由問題検討委員会」を設置した。

[解説]

・検討の三原則はそれ以後の実践の指針になるものであったが、十分に実践されているとはいえない。

・差別や人権に関わる資料の扱いは一律に定式を当てはめて決められない。各図書館システムごとに検討する委員会を設置することが必要である。

広島県立図書館蔵書破棄事件（1984年）

[概要]

・広島県立図書館に、同和行政担当者用の部内資料『同和行政の実際』が不用意に公開されていることを利用者が指摘、部落解放同盟から厳しく追及された。

・この過程で、1977年以降、「表現・内容に問題がある」図書137冊を書架から抜き取り、ロッカーに別置されていることが明らかになった。

・その他、移動図書館用図書25冊、寄贈本10冊、本館図書14冊などが破棄された。山本政夫、土方鉄、八木晃介らの著書、『橋のない川』、『スモン訴訟記録』など。

[解説]

・長いキャリアをもつ専門職員の手で図書館資料が裁断破棄されるという異常な事件であった。

・長期にわたって相当数の図書が抜き去られ、使用できない状態であったにもかかわらず、問題にされなかった。

・県教委からは、図書館や学校など教育現場に拘束性の強い文書を濫発、現場では無批判に受入れ、自己規制へとつながった。

・図書館員に部落問題についての認識が欠如していた。

富山県立図書館「美術館図録」放棄問題（1995年）

[概要]

- ・1986年富山県立近代美術館において「'86富山の美術」展覧会開催。
- ・大浦信行「遠近を抱えて」が天皇の写真を中心に「不快な」写像を組み合わせた作品であったことにより、県議会で批判発言があった。
- ・作品は非公開になり、右翼団体が大規模街宣行動を行った。その後美術館は作品を処分。
- ・県立図書館でも、受入れていた図録「'86富山の美術」を閲覧貸出し中止にした。
- ・1990年図書館は図録を公開したが、即日一神職が破断。1995年最高裁で神職の有罪確定したが、図書館が図録の所有権を放棄。
- ・住民訴訟の結果は、図書館の図録の処分も美術館の作品の処分も行政の裁量の範囲内。

[解説]

- ・一部、国民の知る自由を認めた部分もあったが、結果的に「物」がなくなれば、知る自由は保障されない。
- ・この流れは、東大和市立図書館の『新潮45』閲覧禁止訴訟につながる。

3 自由宣言成立過程

(1) 日本の独立

- サンフランシスコ講和条約調印（1951年9月8日）
- 1952年4月28日 条約発効
- 「破壊活動防止法」（破防法）国会提出（1952年4月17日）
- 破防法に対する反対運動広がる。

(2) 図書館の中立について論議

- 第38回図書館大会の感想「……図書館自体の立場から時局への関心が本大会中全然示されなかったのはどうしたものであろう。……本大会の名において図書館人の態度を表明すべき最も重要なことを本大会は忘れていたのではないか……」（『図書館雑誌』1952年8月号）
- 有山崧「図書館が「破防法」について直接発言することは、厳々戒むべきことであると信ずる。図書館が本当に information center として、客観的に資料を提供することを以ってその本質とするならば、図書館は一切の政治や思想から中立であるべきである。」（『図書館雑誌』1952年7月号）
- 『図書館雑誌』誌上で「図書館と中立について」討論。

(3) 「自由宣言」の採択

- 埼玉県図書館大会で図書館憲章（仮称）の制定方を決議して日本図書館協会に

申し入れ。(1952年11月30日)

- 「図書館の自由に関する宣言」採択(1954年5月 第40回全国図書館大会)

4 「自由宣言」の休眠と再出発

(1) 採択時の状況

- 有山崧事務局長の状況分析
- 主文案の「抵抗する」の一文への危惧

(2) 資料提供活動の展開

- 「中小レポート」刊行(1963年)
- 日野市立図書館開設(1965年)
- 東京都の図書館政策(1970年)
- 『市民の図書館』刊行(1970年)

5 「図書館の自由」をめぐる重要事件

- 国立国会図書館利用記録無差別差し押さえ問題(1995)
- 『富岡町志』回収焼却要求問題(1995年)
- 『完全自殺マニュアル』問題(1996年)
- 雑誌『KEN』プライバシー侵害事件(1996年)
- 神戸連続児童殺傷事件報道問題(1997年)
- 『三島由紀夫 剣と寒紅』問題(1998年)
- 「有害図書」指定の広がり(1997年以降)
- 週刊誌袋とじ問題(1999年)
- 柳美里「石に泳ぐ魚」出版禁止(1999年)
- 閲覧制限規定(1998年)
- 「放送禁止歌」問題(2000年)

資料

「『フォーカス』(1997.7.9号)の少年法第61条に係わる記事の取り扱いについて(見解)」平成9年7月4日 日本図書館協会

「『文藝春秋』(1998年3月号)の記事について(参考意見)」平成10年2月13日 日本図書館協会

「福島次郎『三島由紀夫 剣と寒紅』(文藝春秋1998)及び『文学界』1998年4月号に掲載された同上の小説に関する都立図書館の対応について」平成10年4月27日 東京都立中央図書館

「差別的表現を批判された蔵書の提供について(コメント)」[2001年1月] 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会

滋賀県立図書館制限図書利用要綱 1991年10月1日施行

群馬県立図書館資料提供制限実施要綱 平成10年4月1日施行